

## 泉区人財バンク運営要綱

制 定 平成22年3月31日 泉地振第1577号(区長決裁)  
最近改正 令和8年2月1日 泉地振第1147号(区長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、いずみ区民活動支援センターに「泉区人財バンク」を設置し、その管理運営について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 「泉区人財バンク」は、泉区内を主として活動する優れた知識、経験、技能等を有する人材の情報を集め、地域活動団体等に情報提供を行うことで、区民の活動支援と、地域活動の充実を図ることを目的とする。

2 本要綱においては、泉区における人材を「人財」と呼称する。

### (事業)

第3条 前条の目的を達成するために、泉区人財バンクの事業内容は次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 人財情報の収集及び整理に関すること。
- (2) 人財情報の提供及び活用促進に関すること。
- (3) 人財の発掘及び育成に関すること。
- (4) その他、地域活動の充実を図るために必要な事項。

### (事務)

第4条 前条の事業を実施するため、いずみ区民活動支援センターは、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 人財の登録、変更及び抹消に関すること。
- (2) 人財情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人財の発掘、養成に関すること。
- (4) その他活動に関する相談及び助言等に関すること。

### (登録の要件)

第5条 泉区人財バンクに登録できる団体又は個人は、以下の要件をすべて満たすものとする。ただし、区長が適当ではないと判断した場合は登録できないものとする。

- (1) 第2条に定める目的を理解し、登録の目的が明確であること。
- (2) 主に泉区内での活動が期待されること。
- (3) 登録申込書に書かれた内容に偽りがなくないこと。
- (4) 本事業に対し、ボランティア精神をもって活動すること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動でないこと。
- (6) 社会的信用を失う行為や公序良俗に反する活動などを行っていないこと。
- (7) 横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当せず、又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

### (登録の手続)

第6条 泉区人財バンクに登録を希望する団体又は個人は、別に定める方法により、いずみ区民活動支援センターへ申し出るものとする。

- 2 いずみ区民活動支援センターは、登録を希望する団体又は個人の活動が第5条の登録要件を満たしているか確認したうえで、登録の可否を決定する。
- 3 いずみ区民活動支援センターは、泉区人財バンクに登録を希望した団体又は個人に対し、登録結果を連絡する。

### (登録の有効期限)

第7条 登録の有効期限は、登録基準日から2年間とし、登録基準日は隔年4月1日とする。なお、基準日以降に登録された団体又は個人(以下「登録者」という。)の有効期限は、翌基準日の前日までとする。

- 2 登録者が登録の更新を希望するときは、別に定める方法により、いずみ区民活動支援センターへ

申し出るものとする。

(登録の変更及び取消し)

第8条 登録者は登録内容に変更が生じたとき、速やかにいずみ区民活動支援センターへ報告するものとする。

2 登録者が登録の取消しを希望する場合、速やかにいずみ区民活動支援センターへ報告するものとする。

(登録の抹消)

第9条 登録者が次のいずれかに該当した場合、いずみ区民活動支援センターは、当該登録者の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録の内容に偽りのあった場合
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動を行った場合
- (3) 社会的信用を失う行為や公序良俗に反する活動などを行った場合
- (4) 継続の意思が確認できなかった場合
- (5) その他区長が適当ではないと判断した場合

(登録情報の公開)

第10条 いずみ区民活動支援センターは、登録された内容について、代表者及び連絡担当者の個人情報を除き公開するものとする。

(登録者の紹介)

第11条 いずみ区民活動支援センターは、泉区人財バンクの登録情報の提供を受けたい地域活動団体等(以下「利用者」という)から相談・問合せ・依頼等があった場合、その利用目的を確認し、目的に適した登録者を紹介する。

(利用の制限)

第12条 利用者の活動が次のいずれかに該当する場合は、泉区人財バンクを利用することはできない。

- (1) 政治、宗教及び営利活動を目的とする場合
- (2) その他、本制度の趣旨に反する活動を行う場合

(経費)

第13条 登録者は、原則無償で依頼に応じる。ただし、交通費・材料費・教材費等の実費が発生する場合、又は継続的な活動依頼の場合、その経費について登録者と利用者の双方で協議し、決定するものとする。

2 登録者と利用者間に協議事項が生じたときは、両者誠意をもって協議し、その解決に努めることとする。また、いずみ区民活動支援センターは、その協議事項に関して、一切責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 いずみ区民活動支援センターは、保有している登録者の個人情報を、第2条の目的を達成するために利用し、目的外には利用しないものとする。

2 いずみ区民活動支援センターは、収集した個人情報について、横浜市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき、適正に取り扱い、管理するものとする。

(協定の締結)

第15条 泉区役所は、本事業を効果的に実施するため、本事業の目的に賛同する団体と協定を締結し、事業実施に必要な範囲で人財情報を提供することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月31日から施行する。
- 2 泉区生涯学習アドバイザー実施要綱(平成17年4月1日制定)は廃止する。

- 3 泉区人財バンク団体登録要綱（平成20年4月1日制定）は廃止する。
- 4 「泉区生涯学習アドバイザー実施要綱」「泉区人財バンク団体登録要綱」による登録は、本要綱に基づいてしたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は平成22年5月末日までとする。
- 5 第5条1項、第6条2項、第7条、第9条、第10条、第12条2項、第13条に「いずみ区民活動支援センター」とあるものは、第14条において泉区役所と協定を締結した団体に読み替えて適用することができる。
- 6 第14条に基づき協定を締結した団体がある場合、様式1、2、3において「いずみ区民活動支援センター」とあるものは、協定を締結した団体の団体名を併記することとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 第14条に基づき協定を締結した団体がある場合、様式1、2、4において「いずみ区民活動支援センター」とあるものは、協定を締結した団体の団体名を併記することとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 第14条に基づき協定を締結した団体がある場合、様式1及び2において「いずみ区民活動支援センター」とあるものは、協定を締結した団体の団体名を併記することとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 第6条の登録基準日を変更に伴い、改正施行時に登録されている団体又は個人の有効期限については、改正後の規定により算定するものとし、令和8年4月1日を基準日として取り扱うこととする。
- 3 次に掲げる附則の規定を削除する。
  - (1) 平成22年3月31日改正の附則第6項
  - (2) 平成29年12月1日改正の附則第2項
  - (3) 令和3年11月1日改正の附則第2項